

立地適正化計画(案)のパブリックコメント ご意見をお寄せください

「都市計画」とは、市民の皆さんが安全で快適に社会生活を送れるように、土地利用や都市施設などに関する都市づくりのルールを総合的、一体的に定めたものです。

市では、人口減少・高齢化が進展する中で、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するため、都市計画制度と一体となっておおむね20年後の都市の姿を展望し、誘導による都市構造の再編を目指す

「匝瑳市立地適正化計画」の策定を進めています。

このたび、同計画の案がまとまりましたので、皆さんのご意見をお寄せください。

◆意見募集期間

1月19日(日)まで

◆意見を提出できる人

市民、市内の事業者、市内に通勤または通学している人

◆資料を公表する場所

市ホームページの他、次の施設で公表します。

- ① 市役所 ② 野栄総合支所 ③ 市民病院 ④ 市民ふれあいセンター ⑤ 八日市場公民館
- ※玄関ロビーなどに意見箱と併せて設置。

◆意見の提出方法

「匝瑳市立地適正化計画(案)に対する意見」と明記し、住所および氏名を記入の上、意見箱への投函、メール、ファクス、郵送、持参のいずれかの方法で提出してください。

提出先：匝瑳市役所都市整備課

(〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2)

✉ t.keikaku@city.sosa.lg.jp、
ファクス72-1117

◆提出された意見への対応

意見募集期間内に提出された意見(住所および氏名のないものを除く)およびこの意見に対する市の考え方を、ホームページで公表します。なお、提出者の公表や提出者に対する直接の回答は行いません。

▼計画(案)はこちらから



問 都市整備課都市計画班

☎ 73・0091

4月から市役所の組織が変わります 子育て支援推進課を新設

すべての妊産婦、子育て世帯、児童に向けた一体的な支援を行い、子育て支援の充実を図るため、4月から市役所の組織を再編します。

「福祉課(子育て支援班)」

と「健康管理課(母子保健部門)」を統合し、子育て支援に特化した「子育て支援推進課」を新設します。

課内には、包括的な子育て支援を行うため、「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉に関する支援を一体的に行います。

※同課の業務内容や庁舎レイアウトなどの詳細は、今後お知らせします。

問 総務課庶務班

☎ 73・0084

償却資産申告は1月31日までに

償却資産(事業用資産)を所有する人は、その所有状況を記載した「償却資産申告書」を、1月31日(金)までに税務課(市役所1階)へ提出してください。

◆申告が必要な償却資産

申告が必要な償却資産とは、会社や個人での事業活動に用いられている機械や器具、備品などの有形固定資産です。

確定申告において減価償却資産として申告している資産は、対象になる場合がありますので、税務署への申告とは別に市へも申告してください。主な償却資産は以下の通りです。

- ▷ 農業 田植え機、乾燥機、もみすり機、畜舎、ハウス、ポンプ、動力噴霧器など
- ▷ 自営業 レジスター、パソコン、クーラー、応接セットなど
- ▷ 建設業 パワーショベル、クレーン、コンプレッサー、発電機など
- ▷ その他 太陽光発電設備(10キロワット以上)など

※新たに資産を取得した人で申告書が必要な場合は、下記までご連絡ください。

問 税務課資産税班 ☎ 73-0087

生活環境の保全のため

埋め立てに関する新条例を制定

市では、新たに「匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」を制定しました。

この条例は、埋め立てなどに関する規制を行うもので、市議会令和6年9月定例会において議員提案により制定され、4月1日から施行します。

なお、「匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」は、新条例の施行と同時に廃止します。

条例の目的

土砂などの埋め立てなどによる土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、埋め立て行為などに関する規制を行い、安全・安心な生活環境の保全を図ります。

条例の概要

新たな条例の概要は次の通りです。

◆条例の適用範囲

500㎡以上の埋め立て行

◆土地所有者の同意
為が許可の対象となります。

事業主は、埋め立て区域内のすべての土地所有者と当該区域に隣接する土地所有者の10分の8以上の同意が必要となります。

◆改良土(再生土)の使用

基準を満たす改良土(再生土)の使用が可能となります。
※改良土(再生土)・・・土砂などを人工的に加工し、再資源化したもの

▼条例の詳細はこちら



問環境生活課環境班

☎73・0088

～元南極観測船を見学しよう～

公民館移動教室を開催

船橋港(船橋市)に係留されている元南極観測船「SHIRASE(しらせ)」の船内を、元乗員によるガイドツアーで見学します。

対象…18歳以上で狭い船内の通路や急な階段を補助なしで歩ける人

日時…1月23日(木)10時に八日市場公民館を出発(9時30分から受け付け)、17時に同館へ帰着予定

定員…20人(申し込み順。市内在住者優先)

費用…2000円(当日集金)

申し込み…1月5日(日)～12日(日)に下記まで。電話での仮申し込みも受け付けますが、受付期間内に申込書の提出が必要です。

※当日は昼食を持参してください。

申込 八日市場公民館 ☎72-0735

はじめてのスマホ教室～基礎とLINE～

公民館講座の受講生募集

対象…18歳以上の人

日時…2月14日(金)【午前の部】10時30分～12時30分【午後の部】14時30分～16時30分

定員…各15人(申し込み順)

申し込み…1月5日(日)～17日(金)に下記まで。電話での仮申し込みも受け付けますが、受付期間内に申込書の提出が必要です。

※参加無料。スマートフォンは貸し出し機器を使用。

申込 八日市場公民館 ☎72-0735

旧野栄町の区域の事業者などが対象

過疎地域における固定資産税の課税免除

過疎地域の産業振興を図るため、旧野栄町の区域で一定の事業用資産を取得した特定の事業者などに対し、固定資産税を最大3年間免除します。

対象地域…旧野栄町の区域

対象業種…①製造業 ②旅館業(下宿営業除く) ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等

課税免除対象となる固定資産…【家屋】建物およびその附属設備のうち直接事業の用に供する部分【償却資産】機械および装置のうち直接事業の用に供する部分【土地】対象となる家屋の敷地面積部分(取得の日から1年以内に当該家屋の建設に着手した場合に限る)

主な要件…●青色申告をしている事業者などであること ●租税特別措置法に規定する特別償却を受けることができる設備であること ●令和4年4月1日以降の取得である

こと ●固定資産の取得価格の合計額が下表の区分額以上であること

課税免除期間…初めて課税されるべき年度から3年度分

申請方法…申請書および添付書類を、事業の用に供した日の翌年の1月31日まで(令和6年中に取得の場合は令和7年1月31日(金)まで)に税務課(市役所1階)まで提出

◆取得価格要件

対象業種	資本金規模		
	5000万円以下 (個人含む)	5000万円超 1億円以下	1億円超
①、②	500万円以上	1000万円以上 ※新設・増設のみ	2000万円以上 ※新設・増設のみ
③、④		500万円以上 ※新設・増設のみ	

※土地は取得価格の判定には含めません。

申込 税務課資産税班 ☎73-0087